

入会金及び会費規程

平成25年5月21日総会決議

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下「協会」という。）定款第7条の規定による経費の負担（以下「入会金」及び「会費」という）について必要な事項を定めるものである。

(入会金)

第 2 条 入会金は、別表1に定める額とする。

(会費)

第 3 条 会費は、普通会費、特別会費及び連合会等会費とし、別表2に定める額とする。

(入会金及び会費の納入)

第 4 条 入会金及び会費の納入は、次の各号による。

- (1) 入会金は、入会の承認があった日（以下「入会承認日」という。）から1か月以内に納入しなければならない。ただし、入会しようとする者から分割納付の申し出があった場合は、入会金の半額を入会承認日から1か月以内に、残額を入会承認日から6か月以内又は入会承認日の属する年度の末日のいずれか早く到達する日までに納付するものとする。
- (2) 普通会費、特別会費及び連合会等会費は、それぞれ協会の請求に基づき期限内に納入しなければならない。
- (3) 入会金及び会費の納入方法は、協会の指定する金融機関の口座への振込とする。

(途中入会及び途中退会の場合の取扱い)

第 5 条 年度の途中で入会しようとする者の会費は、入会承認日の属する月初から当該年度末までの月割とする。なお、その1か月あたりの額は別表2に定める月割額とする。

- 2 年度の途中で退会しようとする者は、協会の請求に基づき、退会しようとする月までの会費を納入しなければならない。この場合、退会しようとする月までの会費の合計額とすでに納入している額との差額を生じる場合は、これを返還するものとする。

(疑義等)

第 6 条 この規程に疑義又は不足の事項があるときは、その都度理事会において協議して定める。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 4 条第 2 号に定める会費の納入期限は次のとおりとする。

普通会費	当該年度の 4 月末
特別会費	当該年度の 10 月末
連合会等会費	当該年度の 8 月末

別表1 入会金

金額	摘要
400,000 円	

別表2 会費

普通会費

年額	月割額
114,000 円	9,500 円

特別会費

種別 (年間完成測量高)	年額	月割額
5 千万円未満	62,000 円	5,200 円
5 千万円超 8 千万円未満	98,000 円	8,200 円
8 千万円超 11 千万円未満	134,000 円	11,200 円
11 千万円超 13 千万円未満	157,000 円	13,100 円
13 千万円超 15 千万円未満	181,000 円	15,100 円
15 千万円超 17 千万円未満	205,000 円	17,100 円
17 千万円超 19 千万円未満	228,000 円	19,000 円
19 千万円超 20 千万円未満	240,000 円	20,000 円
20 千万円超 21 千万円未満	252,000 円	21,000 円
21 千万円超 22 千万円未満	261,000 円	21,800 円
22 千万円超 23 千万円未満	271,000 円	22,600 円
23 千万円超 24 千万円未満	280,000 円	23,400 円
24 千万円超 25 千万円未満	290,000 円	24,200 円
25 千万円超 26 千万円未満	299,000 円	25,000 円
26 千万円超 27 千万円未満	307,000 円	25,600 円

種 別 (年間完成測量高)	年 額	月 割 額
27 千万円超 28 千万円未満	316,000 円	26,400 円
28 千万円超 29 千万円未満	324,000 円	27,000 円
29 千万円超 30 千万円未満	330,000 円	27,500 円
30 千万円超 32 千万円未満	348,000 円	29,000 円
32 千万円超 34 千万円未満	367,000 円	30,600 円
34 千万円超 36 千万円未満	385,000 円	32,100 円
36 千万円超 38 千万円未満	402,000 円	33,500 円
38 千万円超 40 千万円未満	416,000 円	34,700 円
40 千万円超 42 千万円未満	432,000 円	36,000 円
42 千万円超 44 千万円未満	448,000 円	37,400 円
44 千万円超 46 千万円未満	464,000 円	38,700 円
46 千万円超 48 千万円未満	480,000 円	40,000 円
48 千万円超 50 千万円未満	500,000 円	41,700 円
50 千万円超 60 千万円未満	540,000 円	45,000 円
60 千万円超 70 千万円未満	560,000 円	46,700 円
70 千万円超 80 千万円未満	600,000 円	50,000 円
80 千万円超 90 千万円未満	630,000 円	52,500 円
90 千万円超	700,000 円	58,400 円

連合会等会費

年 額	月 割 額
50,000 円	4,200 円